## 3

## 交通事故に遭った時は、 すぐに共済組合にご連絡を‼

お問い合わせ**公** 給付班 043-223-4117

交通事故などの第三者の行為によりケガをした場合、組合員証を使って治療することもできます。 この場合、本来相手方が負担すべき医療費を共済組合が一時的に立替えることになるため(共済組合負担 の7割分)、後日、相手方に対して治療に要した医療費を請求することになります。 請求の処理をするため、次の書類の提出が必要になります。



## (※) ~交通事故等に遭った際の提出書類~

- ・損害賠償申告書・・事故報告書・・事故発生状況報告書
- ・加害者(相手方)との交渉状況報告書
- ・自動車損害賠償責任保険等の加入状況報告書
- ・確約書・・同意書・・念書・交通事故証明書・・医師の診断書
- ・治ゆ報告書(治ゆ又は症状固定の診断を受けたら速やかに提出)など

交通事故などで組合員証を使う場合は、必ず事前に共済組合までご連絡ください!

## 医療費の公費助成を受けている方は、届出が必要です!

お問い合わせ**公** 給付班 043-223-4117

公費負担医療制度の対象者については、医療費の審査に当たり、自己負担限度額を正確に把握し、当共済組合と市町村との間で給付金額を調整する必要がありますので、下記の表のとおり届出をしてください。

当共済組合への届出が行われず、医療費の二重給付が判明した場合、医療費の返還請求が発生する可能性もありますので、御承知おきください。

また、**償還払い(**※**)の手続きを市町村役場の窓口で行う際は、共済組合から発行した「給付決定通知書」を必ず 御提示ください**。二重給付の防止に御協力をお願いします。

なお、届出書については公立学校共済組合千葉支部HPからダウンロードできます。

公費助成の種類	提出書類
重度心身障害者(児)医療費助成の対象者 【 <mark>必ず届出が必要】</mark>	<ul><li>・重度心身障害者医療費助成届出書</li><li>・受給券の写し</li></ul>
子ども医療費助成の対象者 <mark>【必ず届出が必要】</mark>	・子ども医療費助成届出書 ・受給券の写し
国の法律に基づく医療費助成の対象者 (難病、小児慢性など) (※) <b>償還払いが発生した場合のみ</b>	・公費負担医療助成届出書 ・受給券の写し
地方自治体の条例に基づく医療費助成の対象者 (ひとり親家庭医療費助成など) (※) <b>償還払いが発生した場合のみ</b>	・公費負担医療助成届出書 ・受給券の写し

(※)医療機関窓口で一旦医療費の定率負担額(2割~3割)を支払い、後日、市町村に公費助成の申請をすること。 県外の医療機関を受診した時や受給券を見せなかった時は償還払いとなります。

